

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月9日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 セカンドストリート・オートボックス高屋店

所在地 岡山市中区高屋字太田49番ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 岡山電気軌道株式会社

住 所 岡山市中区徳吉町二丁目8番22号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

(3) 変更事項

①大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

1,568 m²

(変更後)

1,997 m²

②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	A棟・B棟東側 (別添図面3に記載のとおり)	66台
2	B棟南側 (別添図面3に記載のとおり)	59台
	合 計	125台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	A 棟・B 棟東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	68 台
2	B 棟南側 (別添図面 4 に記載のとおり)	23 台
	合 計	91 台

イ駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	A 棟北側 (別添図面 3 に記載のとおり)	25 台
	合 計	25 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	A 棟東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	17 台
	合 計	17 台

(4) 変更する年月日

①②ア店舗面積の合計及び駐車場の収容台数：令和 7 年 12 月 1 日

②イ駐輪場の位置及び収容台数：平成 13 年 6 月 21 日

(5) 変更する理由

①②ア店舗面積の合計及び駐車場の収容台数：用途変更のため

②イ駐輪場の位置及び収容台数：錯誤による位置・台数更正

2 届出年月日

令和 7 年 5 月 23 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 10 月 9 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課